

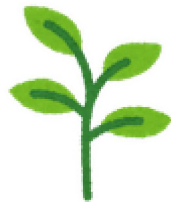
2001年に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下『資源有効利用促進法』と略称)に基づき、小型充電式電池メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等に、小型充電式電池の回収・再資源化が義務づけられました。

JBRCは、これらのメーカーなどをJBRC会員とし、会員の小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体として、2001年4月にスタートしました。

JBRCに登録された全国の協力店、協力自治体、協力事業者等の排出者から、小型充電式電池を回収し、再資源化を推進しています。

JBRCは「廃棄物処理法 広域認定」を取得しています。

「廃棄物処理法 広域認定制度」とは？



廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称、廃棄物処理法)は廃棄物に関する基本的な法律で、廃棄物の区分や処理責任等が規定されています。なお、廃棄物とは有価では取引されない不要物であるとされています。

廃棄物処理法には広域認定制度があります。これは、製品の製造等を行う者がその製品が廃棄物となったときの処理を広域的(全国的)に行おうとする場合、廃棄物の減量や再資源化等について適正な処理が確保されると環境大臣が認めたとき、地方公共団体毎の廃棄物処理業許可を不要とする特例制度です。

